

SME機械更新申請BOI説明

日本貿易振興機構（ジェトロ）バンコク事務所 編

※本資料は日本企業および日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。
本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力：Thai Keizai Publishing Co.,Ltd 社

●中小企業（SMEs）の生産性向上のための機械更新奨励措置についての投資奨励措置に基づく投資奨励申請の説明

中小企業（SMEs）の競争力強化策についての仏暦二五五六年一月一四日付けの投資奨励委員会布告第7/2556号の第二項に基づく生産性向上を目的とした投資奨励について明確にするために、投資奨励委員会事務局は以下のように説明する。

*注/中小企業（SMEs）の競争力強化策についての仏暦二五五六年一月一四日付けの投資奨励委員会布告第7/2556号は本紙二〇一四年二月三日発行号に掲載済み。

1、投資奨励特典申請者は仏暦二五五七年（西暦二〇一四年）一月三日までに、「奨励申請書（カムコーラップ・ガーンソンサム）」とともに「中小企業（SMEs）の競争力強化策についての仏暦二五五六年一月一四日付けの投資奨励委員会布告第7/2556号に基づく特典付与の原則に従った奨励申請添付書式」も提出しなければならない。

2、特典申請者は機械への投資前に奨励申請書を提出しなければならない。更新する機械は新しい機械でなければならない。ここに、その更新が生産力を変更しない、または生産性向上により生産力を高めるかどうかを問わない。

3、奨励申請する事業は奨励を受けているかどうかを問わず、すでに操業している事業でなければならない。投資奨励を受けていないのであれば、投資奨励委員会が投資奨励を布告した事業種で、かつ法人所得税免除の特典を受ける事業種でなければならない。

4、既存の投資奨励を受けたプロジェクトは、法人所得税減免の期間が終了した時、または法人所直税の免除を受けていないプロジェクトであれば、本措置下に奨励取得を申請できる。

5、土地代と回転資金を含まない投資額が50万バーツ以上なければならない。

6、タイ国籍の自然人が登録資本金の51%以上株式を保有していなければならない。

7、投資奨励を受けた事業と受けていない事業の双方の全事業を合わせて純恒久資産、または土地代と回転資金を含まない投資額が2億バーツ以下でなければならない。

8、以下のように当該措置に基づく奨励申請の原則に従わなければならない。

8・1、機械更新の範囲は、以下のように技術更新と対になった生産ラインにおける機械更新の要素を検討する。

8・1・1、生産ラインにおける機械更新。

ロボット設置、自動原料混合セット（Autoloader）などのような効率性向上のための生産ラインにおける機械更新でなければならない。このとき自動サイロ・システムなどのように必要性かつ適合性に従い支援する部分において補助機器または機械設備を含むほか、以下も含む。

(1) 迅速に鋼板表面を検査し、必要な品質に従うことができるための鋼板生産ラインにおけるエックス線機器の設置などのように、生産の効率性を助け、向上させる生産ラインの自動品質検査機器の設置。

(2) 計画及び生産管理システム（ハードウェア、ソフトウェア双方）、倉庫管理システム、ハンドリング・イクイップメント、原料準備システム、容器詰めシステムなどのような、製造業に限った管理運営及び生産支援システム。ここに管理システムの変更の場合、生産ラインの効率性が向上する結果をもたらすものでなければならず、倉庫サービス提供などのようなサービス事業の場合は含まない。

(3) 業務予算部分の部品機材、消耗物資の変更は含まない、投資予算の部分における機械更新。ここに機械の劣化による機械の変更、または部品交換の場合は含まない。

8・1・2、技術の更新

(1) 効率向上のために新技術を導入し、生産に利用しなければならない。

(2) 旧形態の生産技術／すでに自動機械のある旧生産ラインにおける新世代機械の使用である場合、導入結果が定められた計測指標に従っていなければならない。

(3) 既存の製品の品質向上のための機械更新である場合、定められた計測指標に従っていなければならない、明瞭に検査できなければならない。

8・2、生産効率性向上のための計測指標（詳細は末尾の説明参照）。[注／末尾の説明では被雇用者一人あたり生産額、設備投資効率、総合設備効率、設備稼働率、平均故障間隔の算出数式を説明している]

機械更新は、生産能力または生産における資源使用効率が向上することを示す、以下に定められる指標に従わなければならない。

8・2・1、生産単位あたり直接初期投資。

8・2・2、不良品の割合低下、生産単位あたり使用時間低減などの歩留まり率。

8・2・3、機械の価値的生産効率指標、及び総合生産効率指標。

(1) 価値的な労働生産性指標 [注／雇用者一人あたり生産額]。

(2) 設備投資効率。

(3) 総合設備効率。

(4) 設備稼働率。

(5) 平均故障間隔 (MTBF)。

(6) 最大生産能力との比較で得られる実質生産効率指標。

注

-審査にあたっては生産単位あたり直接初期投資を主指標として使用し、適性に基づき歩留まり率と生産効率指標を参考とする。

-使用技術の適性に従い定められた指標に基づき生産改善の割合を審査し、最低比率は定めない。

9、実施計画の提出において、まずデータを提出しなければならず、後に定められた指標に基づき変更し、明瞭に検査できるようにする。

●中小企業（SMEs）事業者の能力向上措置についての投資奨励委員会事務局の説明

中小企業（SMEs）の能力向上措置についての仏暦二五五六年一月一四日付けの投資奨励委員会布告第7/2556号の第一項に基づく実施について明確にするために、投資奨励委員会事務局は以下のように説明する。

第1項 意味の限定

1・1、中小企業（SMEs）とは、2億バーツを超えない恒久資産、または土地代と回転資金を含まない投資規模を有する企業を意味する。

1・2、純資産とは、土地代を含まない全事業の恒久資産を意味する。

1・3、新しい機械とは、以下の奨励申請プロジェクトで使用する機械を意味する。

-外国または国内で購入する新しい機械。

-外国から購入する中古機械。

1・4、メイン機械とは、以下のような生産工程で必ず使用しなければならない機械を意味する。

-冷凍食品生産事業でのメイン機械とは例えば殺菌機、冷凍機。

-金属製品生産事業でのメイン機械とは例えばプレス機、溶接機、ボール盤、タップ盤、旋盤、平削り盤。

-プラスチック製品生産事業でのメイン機械とは例えばプラスチック射出成型機。

-I C生産事業でメイン機械とは例えばダイボンディング機、ワイヤボンディング機、モールディング機。

1・5、国内の中古機械とは、投資奨励プロジェクトで使用される機械を意味する。すなわち

-奨励申請者の既存の旧機械。

-国内で購入した中古機械。

1・6、新しい機械の価値とは、奨励申請プロジェクトで使用される機械の価値を意味する。すなわち

-外国または国内で購入した新しい機械の価格。

-外国から購入した中古機械の価格。

1・7、国内の中古機械の価値とは、以下の投資奨励申請プロジェクトで使用する機械の価値を意味する。

-投資奨励申請日における事業のすべての既存旧機械の帳簿価格（ブックバリュー）。

-国内で購入した中古機械の価格。

1・8、土地代と回転資金を含まない投資金とは、例えば追加工場建物の建設費、または追加部分の工場建物賃借費、及びまたは地価購入機械の価値など

のような、投資奨励申請プロジェクトに対する、すでに投資した部分に追加して使用しなければならない投資金を意味する。

第2項 機械、中小企業プロジェクトの投資規模、及び株式保有における投資審査

2・1、国内の中古機械を投資申請プロジェクトで使用する許可においては、中古機械の価値が1000万バーツ以下でなければならない。このとき国内の中古機械の価値の計算は帳簿価格を使用し、プロジェクトで使用する機械の価値の50%以上はメイン機械への新規投資でなければならない。

2・2、各投資申請プロジェクトは土地代と回転資金を含まない投資規模が50万バーツ以上なければならない。

2・3、事業の純恒久資産または土地代と回転資金を含まない全投資金は、既存の部分と新規投資の部分の合計を合わせ2億バーツ以下の価値でなければならない。

2・4、プロジェクトで使用する中古機械。

2・4・1、国内の中古機械は機械の性能保証書を必要としない。

2・4・2、外国から輸入する中古機械は、中古機械を輸入し奨励プロジェクトで使用する許可審査の原則についての仏暦二五四六年一月三〇日付けの投資奨励委員会事務局布告第ポー・2/2546号に基づく性能証明書がなければならない。

2・5、株式保有比率はタイ国籍者が登録資本金の51%以上の株式を保有していなければならない。

第3項 要件の審査

3・1、事務局は投資奨励申請プロジェクトの投資額の要件、及び奨励申請提出プロセスとすでに奨励を受けたプロジェクトに基づく実施プロセスの双方での事業の全体像、並びに奨励証に示されたところに基づく操業開始日の要件に従った準備状況を審査する。

3・2、事務局が審査の上、投資奨励を受けたプロジェクトが第2項に基づく原則に従っていないことがわかれば、事務局はそのプロジェクトの特典と要件を通常の投資奨励原則に従ったものに変更する。

第4項 第三条に基づく法人所得税免除の特典行使

プロジェクトの最初の収入があった日については、その収入がプロジェクト認可日の前に生じたものではなく、そのプロジェクトは計画に基づく製品を生産可能な機械を有していなければならない。特典行使の許可については、土地代と回転資金を含まない投資規模が50万バーツに達した会計期に行使できる。

第5項 プロジェクトの変更

5・1、財務に係る変更

5・1・1、登録資本金を減資する場合、中小企業（SMEs）の能力向上策についての仏暦二五五六年十一月一四日付けの投資奨励委員会布告第7/2556号に合致していなければならない。

5・1・2、株式保有の要件を変更する場合、中小企業（SMEs）の競争力強化策についての仏暦二五五六年十一月一四日付けの投資奨励委員会布告第7/2556号に合致していなければならない。

5・2、生産能力及び製品種の変更

5・2・1、追加投資による生産能力増強または製品種の追加、及びまたはすでに実際にある機械の生産能力に従った生産能力増強申請の場合、追加投資がある場合のプロジェクト変更認可の原則についての仏暦二五四七年七月一日付けの投資奨励委員会事務局告示第ポー・3/2547号の原則に従った最初の奨励証に基づく生産能力の30%を超えない範囲で、操業開始検査段階において一度だけ増強でき、中小企業（SMEs）の競争力強化策についての仏暦二五五六年十一月一四日付けの投資奨励委員会布告第7/2556号の要件に従わなければならない。

30%を超える生産能力増強の場合、要件と特典は通常投資奨励の原則に従ったものに変更する。ただし操業開始検査段階においてすでにある機械での生産能力増強の場合、操業開始を申請した機械のリスト及び数量が認可を受けた元の奨励申請で届け出た機会のリストと数量に一致していれば、投資支援策についての仏暦二五四三年九月二八日付けの投資奨励委員会事務局告示第ポー・8/2543号の原則を採用することにより実際に確認できたところに従い生産能力を増強させることができる。ここに生産能力が増えたことを明確に証明するために技術的詳細を提示しなければならない。

5・2・2、作業時間増による生産能力増強の場合、投資支援策についての仏暦二五四三年九月二八日付けの投資奨励委員会事務局告示第ポー・8/2543号に従い、かつ中小企業（SMEs）の競争力強化策についての仏暦二五五六年十一月一四日付けの投資奨励委員会布告第7/2556号に従わなければならない。

5・2・3、生産能力削減の場合

生産能力を削減した後、中小企業（SMEs）の競争力強化策についての仏暦二五五六年十一月一四日付けの投資奨励委員会布告第7/2556号に従わなければならない。ここにプロジェクトに基づく実施期間が終了後、会社が機械輸入または機会購入を望まない、もしくは機械輸入の期間延長許可を得ないのであれば、実施にある機械の生産能力に基づき生産能力を削減する。ただし生産能力削減後も投資規模は定められた要件を上回っていないなければならない。

5・2・4、製品種を廃止する場合

製品種を廃止した後も、中小企業（SMEs）の競争力強化策についての仏暦二五五六年十一月一四日付けの投資奨励委員会布告第7/2556号の要件に基づく資格を有していなければならない。

5・2・5、追加投資なしに製品の種類を変更する、または製品名を増やす場合、種類変更または製品名を増やした後も、プロジェクトにおける既存機械を使用し、生産能力は増強しない。

5・2・6、事業の変更または業種を増やす場合、事業変更または業種増後も、プロジェクトにおける既存機械を使用し、生産能力は増強せず、最低投資金の要件を奨励を受けた事業の種類と一致させなければならない。

5・2・7、副産物または半製品の販売を申請する場合

販売申請する副産物または半製品は直接的に生産工程から得られる物でなければならない、生産工程内に提示してあり、投資奨励対象業種になっていなければならない。

第6項 生産工程に係る変更

6・1、プロジェクト価値を増やさない生産工程の削減がその定められた基準を下回る場合、生産工程削減後に投資奨励申請した業種に従った生産工程を有していなければならない。

6・2、生産工程を増やす場合

生産工程を増やした後、プロジェクトの生産能力または製品種を増やさず、かつ中小企業（SMEs）の競争力強化策についての仏暦二五五六年一月一四日付けの投資奨励委員会布告第7／2556号の要件に基づく資格を有していなければならない。

第7項 プロジェクト地または事業地の要件変更の場合、中小企業（SMEs）の競争力強化策についての仏暦二五五六年一月一四日付けの投資奨励委員会布告第7／2556号に基づく奨励措置付与の原則に基づく資格を有していなければならない。

第8項 事業の譲渡、合併、合同の場合、中小企業（SMEs）の競争力強化策についての仏暦二五五六年一月一四日付けの投資奨励委員会布告第7／2556号に基づく資格を有していなければならない、実施プロセスは事務局の実施手引きに従う。

（おわり）